

第 57 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 8 月 4 日（金） 10：20～11：40

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員、山本隆司構成員

〔政府〕大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、斎藤秀夫内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 49①：都道府県経由事務の見直し（競輪に係る開催届）（経済産業省）>

（高橋部会長）まず、法制定時、都道府県が市町村の実施する競輪の実情を把握したほうがよいという立法趣旨であったと説明いただいたが、現在の実情から言うと、立法趣旨は満たされており、経由事務を廃止しても事実上の障害はないのではないかと受け止めている。一方で、他の関係都道府県の意見を踏まえた上で検討が必要という点もよく理解できるが、意見聴取は事務局がやるのか。

（竹中参事官）意見聴取の方法は、また改めて御相談させていただきたい。

（高橋部会長）では意見聴取の方法は事務局と御相談させていただきたい。

（大橋構成員）意見聴取をした結果、他の関係都道府県も同様に経由事務を廃止しても構わないということであれば、法律を改正し、事務を廃止する形でお願ひしたい。仮に、一部の都道府県から否定的な意見が出た場合、それ以外の都道府県のみ経由事務を廃止するという対応は可能か。

（経済産業省）回答内容によると思う。競輪は元々、刑法犯であるギャンブルを例外的に認めるために作っている制度である。その際、都道府県としてこうした関与が必要だという意見が出て、提案募集検討専門部会でも、そうした意見を無視できないという議論になった場合には、その部分は検討せざるを得ないということはある。

（大橋構成員）我々としては、恐らく実質的な弊害はないという前提で提案しているが、一部の自治体から否定的な意見が出たときに、最低でも提案団体について経由事務の廃止を認めることはあり得るか。

（経済産業省）意見聴取の結果、経由事務を廃止しないで欲しいという意見が出てきた場合、その理由が釈然としないような内容である場合には、総合的に判断するしかないと思う。

（高橋部会長）まだ 2 次ヒアリングもあるので、そこで意見聴取を踏まえた結果を提示いただき、さらに議論いただきたい。

（経済産業省）よろしくお願ひしたい。

（高橋部会長）他に意見はないか。それでは、引き続き、よろしくお願ひしたい。

<通番 30：甲種農地の転用等の許可に係る要件の緩和（農林水産省、国土交通省）>

（高橋部会長）具体の支障が解消されたことは極めて喜ばしい。お礼を申し上げたいが、『逐条解説土地収用法』の 20 条に「起業者が任意取得済みであるか、又は任意取得についての権利者の合意がある場合の如きは」土地収用が可能な要件を満たすものではないという記載があると聞いているが、今の解釈とこの土地収用法の解説に何となく齟齬があるのではないか。その辺りはどのように整理がされているか御教示いただきたい。

（国土交通省）まず、逐条解説は、私どもが書いたものではなく、小澤先生という方が書かれたもの。

（大橋構成員）小澤さんは国土交通省の OB である。

（国土交通省）OB で経験もあるが、逐条解説は国土交通省が発行しているものではない。

確かに一般的には、普通の契約であれば合意があり、国の場合でも書面を交わせば所有権は時期を待つて移転するが、農地の場合は許可等があるので、そのようなことも念頭に置かれて書かれたのかどうか私

- は承知していない。あくまでも小澤先生の解説は一般的な話を述べているのだと思っている。
- (高橋部会長) 国土交通省のコンメンタールには、このようなことに関する言及はないということか。
- (国土交通省) 特にはないはず。
- (高橋部会長) 「はず」で大丈夫か。
- (国土交通省) 全部は見えていないが、基本的にはここに今回出ている考え方が国土交通省としての考えである。
- (高橋部会長) ただ、小澤先生というと、我々からするとこのようなものに対する権威だと受け取れるので、この解釈をどのように周知するつもりか。つまり、もともと東北地方整備局で聞いたらそのような話になったということなので、地方整備局のレベルでも多分理解がまだまだで、実は小澤本を読んでそのように思い込んでいる人もいるのだろうと思うのだが。
- (国土交通省) 権威あるコンメンタールであるが、実務運用上、実際に若干異なる点もあるので、改めて今回の事例をベースに、各地方整備局に対して周知を図りたいと考えている。
- (高橋部会長) 周知の方法はどのようにお考えか。通知を出されるのか。
- (国土交通省) 事務連絡等、文書で各地方整備局に出すことを考えている。
- (磯部構成員) 任意取得について権利者の合意がある場合、つまり、反対する土地所有者がいない場合に事業認定できないことはないということは理解したが、コンメンタールでもう一つ、起業者が任意取得済みである場合が書いてあって、お答えの中でも、一部に起業者が取得していない土地があれば事業認定できるという説明だった。既に取得している場合であれば、事業認定はできないということではよろしいか。
- (国土交通省) 基本的に、取得している場合は自分の土地になっているはずなので、自分の土地を収用してくださいという申請はないということが一般的な理解だと思う。
- (大橋構成員) この小澤先生のコンメンタールは、収用は必要がある場合にはやってくださいという一般的論であろうから、今回のような農地を念頭に置いてはいないと思う。農政サイドとすれば、これだけ大事にしてきた土地を手放す以上はきちんとした認定がどこかで公的にされなければ正当化できないし、自分たちの職務も果たせないで、そちらに認定が任せられている状況だと思う。
- この手続を踏んで行く場合に、極一部取得していない土地があり、そこを収用する必要性はあるということで事業認定をかけて、その中でオーソライズできればよいということはわかったが、今の質問のように、ぎりぎり、全部波風立たずに取得してしまった場合に、わざわざ収用案件に持ち込んでこの手続に乗せる意味が問題になる。これは土地を強制的に取り上げるための手続というよりむしろ収用適格事業であって、こちらの農地を外すのに適格な事業だということの認定を国土交通省に行ってもらいたいということが実質だと思う。そうすると、99%取得していて1%が残っていればという形ではそうなのだが、それを突き詰めていくと100%取得済みであっても、場合によってはその収用適格認定を行う。それは何のためかという、農地転用の手続が後ろにあるために必要になってきて、それがないと進まない法律に書いてあるので、その役割も法制上担われているのだとすると、所有権移転とは別に、この手続を動かすというのもそれほどおかしくはないという気はするのだが、いかがか。
- (国土交通省) まさに農地は許可がないと効力が発しないと農地法に書いてあるので、やや特殊な事例と考えている。もちろんそのような場合に事業認定申請することを否定するものではないので、申請していただければと考えているが、一般的に全部取得してしまった場合、さすがにどうなのかというところ。
- (高橋部会長) 転用許可が取れないと効力はないと、事業認定で全部取得してしまったということは、理論上あり得るのか。
- (国土交通省) 農地とは別の話で全部土地を取得している場合は違うのではないかと申し上げている。農地の場合は許可がないと効力を発しないとあるので、今回のようなケースになると考えている。
- (大橋構成員) 運用上、かなり初期の段階から相談に乗り、今のようなどころでひっかからないようにきちんと手続に乗るような運用を考えていただきたい。先ほど言ったようなぎりぎりの理論問題までいくと、お互いに不幸という印象を持ったので、その手続の流れを関係者に周知していただき、今のような事例が出てきたときに、きちんと認定ができ、農政サイドの手続の理屈も立つ形での運用、うまくいくような仕組みづくりを、特に整備局レベルで検討いただきたい。
- (国土交通省) 承知した。
- (高橋部会長) 文書で出すということだが、周知のスケジュールはいかがか。

(国土交通省) 何カ月もかかるものではないと思うので、速やかに行おうと思っている。

<通番45：河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件の見直し（国土交通省）>
(高橋部会長) 海岸保全施設については、管理委託が可能と整理されて、陸閘というのは、水位の微妙な逆流のような話ではなく、水が溢れてきた時に閉めるということなので、そのような微妙なバランスが必ずしも必要なのか。そのような意味では海岸保全施設にかなり近いと思っているのだが、どうか。

(国土交通省) 海岸保全施設の委託というのは海岸法に基づく委託ではない。海岸法に河川法99条のような委託規定はない。そのような意味では、法律が規制していない委託はできるということで、その範囲で海岸保全施設については操作の補助をしてもらっているという整理かと思う。

確かに河川管理施設と海岸保全施設と操作の違いはあるが、河川管理施設の陸閘については、単に開け閉めをするというよりは、上流、下流の状況や、雨の状況をみながらゲートを動かすもので、そこに高度な判断が必要と考えている。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、海岸保全施設であっても津波や台風の関係で多分様々な判断が要と思う。法律上、そのような委託についての特段の規定がないので、様々な方法がとられている。それを現行法が許しているというのは、まさにそれで支障がないから海岸法の立法者はそのような委託のあり方を認めているということだと思う。

今の説明でよくわからないのは、水が溢れてきたら閉めるという操作は、ある意味で海岸保全施設とほとんど同じ機能なのではないかということと言うと、確かに、立法上、河川法で限定はされていると思うが、陸閘だけ趣旨からいうと外れると。要するに、河川法の委託が地方公共団体に限定されていることについての趣旨が外れるということで、下位法令でこれは除きますということもあり得るのではないかと思うが、そこはどうか。

(国土交通省) 海岸法には河川法のような委託の規定がない。河川法、海岸法、ともにこの法律上の委託規定ではなく操作の補助をしてもらうことを民間と契約できるし、実際に行っている。その意味では、海岸法と河川法は同じ程度のことのできていることになる。

(高橋部会長) 法律論として無理矢理の整理の気がする。かつ、実際上の平成29年1月社会資本整備審議会の答申において、地方公共団体以外の団体への委託を可能とすべきという意見も出ていて、議論が既に始まっていると私どもには見受けられるが、そのような流れで現在でも陸閘についてだけは絶対にだめだという話が今後も維持されるのかをお聞きしたい。

(国土交通省) この審議会の答申で、地方公共団体以外の団体にも委託可能な行為について検討を進めると書いているが、河川管理施設については高度な判断が求められるので、先ほど申し上げた、契約で民間の方にボタンを押してもらうこと自体も余り行っていない。その部分をもう少し慎重に幅を広げることではできないかという検討を考えている。

そのような意味では、冒頭に申し上げた河川管理者としての権限あるいは責任そのものを委託する、河川法99条が前提としているような委託を、民間の団体、個人に広げることまでは考えていない。

(高橋部会長) 審議会の答申で専門家がいるのに、今、説明があった、いわゆる委嘱と操作補助と委託を使い分けていないというのは私には考えられない。この場合の委託というのは、まさに委嘱と操作補助とは違う意味での委託の検討を進めるという趣旨で、社会資本整備審議会が答申をされたのではないのか。

(国土交通省担当者) 検討の先にはそのようなこともあるのかもしれないが、前提として考えていたのは、先ほど申し上げた、事実上の補助的な民間との契約のようなものをもっと広げることができないのかということ。

(大橋構成員) 今日の御説明は、施設管理者、河川管理者の責任というのは厳然としてあり、これは担保した上で、その上で法令に基づく委託という仕組みと、契約に基づくボタン等々の操作事務に基づく手続の2つがあるということで、最初の御説明だと今回の提案は誤解があって、委託という手続がもし実現すればもちろんそれでもできるし、委託ができないとしても、契約に基づく責任が担保されていれば、事実上行うことも許容範囲で違法とは見られないということよろしいか。

(国土交通省) 然り。

(大橋構成員) そうであれば、まず、第1点として、ここは適法だということについて、現場の地方公共団体関係者がこれはできないのではないかという理解で今回の提案をしてきており、先ほども相談や照会が

あるということだったので、きちんと見解を示していただき、ここで言っている程度のことは委託ではなくても契約に基づく履行補助という形で行って、河川管理に遺漏がないように万全を尽くしてくださいという通知など通達を出すということをまずはお願いしたい。それは可能か。

(国土交通省) 私どももそのような問題意識を持っている。既に行っている地方公共団体もあるが、できることをできないと思っている地方公共団体があってこのようなことになっていると思うので、そこは様々な形で周知を図っていききたいし、特にこの宮城県については早急に話をしたいと思っている。

(大橋構成員) その上で第2点だが、平成29年1月の審議会については、法律に基づく委託という仕組みについて、地方公共団体以外の団体という、民間企業や町内会その他法人のような類いになっていくと思う。そうだとすると、審議会の答申を進めて、委託先を広げていく場合の広げ先には、かなりしっかりした体力や能力がある大規模な民間事業者が入ってきそうな気がするが、その検討状況や見通しはどうか。

これが実現すれば、履行補助者という立場ではなく、委託を受けた人としての関わり方で、多分そこには差異がある。1ランク上がっただけの管理のプラスアルファができることになると思うが、答申を踏まえての対応状況や進行状況はどうか。これは社会資本整備審議会の答申という形で出ており、非常に重いものとして方向性が示されていると思うので、実務としては検討が始められていると思うが、そこを御教示いただきたい。

(国土交通省) この答申の中身だが、確かに構成員の先生、部長が言うとおりの、「委託」という文言だ。法律にも「委託」という文言があるし、私法上の契約で「委託」としていることもあって、その差がはっきりしない。指摘はそのとおりだが、その審議会と言う委託は法律上の委託の範囲を広げるというところまで明確に決めていない。

なぜかと言うと、今、河川法の99条の委託で、市町村、都道府県といった地方公共団体に委託させて操作をさせている。河川管理者の操作は様々な判断もあわせて任せているが、それに伴って仮に水害が起こり何らかの被害が生じた場合、発生した損害の責任を含めて実際に操作をした市町村に及ぶところまで河川法は考えている。

一方で、海岸の場合の委託は、民間の方に操作をさせて同じように水害が起こる場合もあるし、現に河川法の河川管理施設においても私法上の契約で民間に補助的なことをさせている。この場合の被害については、操作をした民間の方に責任を負わせるのではなく、あくまでも委託をした海岸管理者なり河川管理者に責任を残しているという状態。今回の答申の中で書いてある市町村以外のところに広げる場合、想定されるのは民間も当然あり得ると思うが、水害の場合は人的被害も含めて操作を間違えると非常に甚大な被害が起こり得るので、その責任まで負わせることが現実にはできるかということ、これは極めて疑問。したがって、河川法の現行の中でも認めているのは市町村だけで、かつ、市町村の区域の中に影響が及ぶ範囲の施設の操作に限って許しているという状況なので、それを広げるというのは多分現実的ではないと考える。

それでは、何を広げるのかということだが、海岸と河川では私法上の委託をしている中身が若干異なっており、海岸の方は、例えば、気象予測で高潮情報や津波警報が出たということであれば、門を閉めることも含めて、基準を海岸管理者があらかじめ決めて、それに基づいて行うと決めている。非常に基準が明確である。

ところが、河川の場合は、同じようにルールが決められるかということ、例えば、大雨警報があったので閉めればよい、ということではなく、川の場合は上下流が非常に長いので、下流では晴れていても、上流では雨が降って急に水位が上がるということもあり、単純な天気予報で判断ができない。それから、水門を開けるときも、実は水位が下がったときに開ければよいというものではない。下流で破堤はしていないが、堤防の真ん中から水が漏れ出したような形で、ぎりぎりですべて保っているような場合もある。

(高橋部会長) その話はわかっている。陸閘の説明をお願いします。

(国土交通省) 河川にある陸閘は、よくあるケースは、川を渡る橋には道路が通っており、そこは普通堤防が高いので、道路と堤防を切って橋を通してある場合がある。ここは当然堤防が下がっているの、水位が上がってくれば閉めなければいけないが、閉める時に、ここは道路、鉄道が通っているので交通規制をしなければならない。警察等と事前に何時間後に閉めるのかも含めて、河川管理者は調整をしている。水位が上がってきから閉めるのではなく、水位が上がる予測をして何時間前に閉める予定があるので、交

通規制をしてくださいという調整をしなければいけない。そのため、陸閘のところは、海岸についても、実は地先だけの判断ではなく、河川管理者が何時間後に水位が上がるということが予測されるという判断をあらかじめしている。そのため、今は簡単に地先のところに任せることはできない、ルールがなかなか決められないからできない。

ところが、海の場合は、特に海に面したところなので道路があるわけではなく、とにかく高潮になれば閉めればよいという、どちらかというと非常に簡単な判断ができるため、高潮や津波警報に基づいて閉めてくださいということができる。

同じ陸閘だが、河川と海岸では管理上のレベルが全然違う。

(高橋部会長) 開け閉めについて、海岸でも別に道路的な機能を持っているものもあるのではないかと。

(国土交通省) 海に面しているところであるため、当然出入りはあるのだと思うが、そこからずっと大量に道路に自動車が流れるようなことはない。

(高橋部会長) 提案は、そのような鉄道が通っているような大規模な陸閘ではない。

(国土交通省) 確かに、全ての施設がそのような状況かと言われればそうではないので、できるものについて開放していくことはあり得ると思う。

(高橋部会長) 今の説明で、河川法の委託が公法上の地方公共団体の委託だというのはわかった。ただ、提案はそれに含め、それと区分された意味での私的な団体に対する民法上の委託の話を多分されていると思うので、そこを動かすわけではなく、例外的に私法上の委託ということができるかどうかの提案をしているのだろうと私は受け取っている。

そのため、例外的なものについて広げることもあり得るかどうか。極めて限定的な形で、私法上の委託という形式で。それは、今、御説明でも海岸施設は本当に究極的に提案の陸閘と違うのかということ、まだ納得できない部分はあるので、本当にその海岸施設と提案されているような陸閘と違うのかということをもう少し御検討いただいて、2次ヒアリングまでに整理いただければと思うが、いかがか。

(国土交通省) 御指摘のとおり、全て一律ではなくて、単純な管理でも問題がないような部分は当然あると思う。まさに答申で言っているのは、そのような部分であれば民間に行わせる部分もあるだろうということ。ただ、現行の河川法で規定している委託のように責任まで含めてということではなく、民法というか、まさに私法上のところではあるのだろうと考える。その部分はどこかは慎重に検討していくことになる。

(山本構成員) 趣旨はわかったが、先ほどの話だと、現実には、河川法99条に言う委託ではない委託は行われているということか。

(国土交通省) 行われている。

(山本構成員) そうすると、審議会の答申で言われているのが、現在行われている以上のことを可能にするということだが、それはどういうことか。

(国土交通省) 今は、河川管理者の、開けろ、閉めろという指示のもとに動いているだけ。それを、例えば、このような水位の時に、このような情報が出て、何時間後に閉めるという判断基準が簡単にできるところであれば、そのようなルールを決めて行うことは今は行っていないので、その部分を行うことがあり得るだろうということ。

(大橋構成員) その判断基準等を作り、一定の条件のもとにやらせることができる場所の条件明示をしていただけると、先ほどのところがもう少し広がってくるのではないと思うが、いかがか。

(国土交通省) 条件が河川ごとに多分違うので、どう示すのが一番適切なのか検討しなければいけない。今行っている、判断がないものであれば、既に都道府県の中で半分は行っている、それが周知されていないのであれば、周知する。

(大橋構成員) 数値基準のような詳細な形で決めるといった、先ほどの海岸のような基準は出せないかもしれないが、視点のようなものを出して、これぐらいのものとか、このような軽微なものとか、これぐらい程度のものであれば、今の委託でも、ただ自動ボタン押し機械みたいのところから少し広げたところまで行けるというようなことを示していただけると、そこは広がる気がするが、それはいかがか。

(国土交通省) そのとおりだと思う。その部分がどのような形で示せるのかということをもっと検討をさせていただいていく。

(高橋部会長) 検討スケジュールはいかがか。

(国土交通省) まだ具体的なものを申し上げる状態にはない。すぐに出したいとは思いますが。

(高橋部会長) 2次ヒアリングもあるので、今までお願いしたことを少しまとめて、事務局ともよく調整の上、2次ヒアリングでどのような意見交換をするか、調整させていただきたい。

(大橋構成員) 折角この提案が出てきたので、これは一種、この事案を社会実験事案のように考えて、このような形だったらボタン押しのところプラスアルファでできるという検討は可能か。

(国土交通省) 正直に申し上げて、難しいと思う。簡単に行えるものではないと思っている。実験的にやっ

て被害が起こったときにどうなるかという話もあるので、そこは慎重にやらせていただきたい。
ただ、現行制度でできることを分かっておらず、宮城県などはそこさえもできないのではないかと
言っている。そのような部分については、「この部分ではできる、つまり、河川管理者の宮城県が指示して
対応するのであれば、それは民間に行わせてください」ということは、むしろ広く周知したい。

<通番 32：地方公共団体が独自に整備した住宅の公営住宅への転用を可能とする規制緩和（総務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 事例として、管理代行制度について規定をしている条例や、収入調査権限を与えている条例はあるのか。

(国土交通省) 市が独自につくった住宅についての管理の特例を定めたものがある。

(高橋部会長) どのような特例か。

(国土交通省) 公営住宅と同じような、収入状況の調査や明渡し関係の規定、手続等を条例で規定したものである。もちろん全市町村を調べたわけではないが、幾つか聞いただけでも複数そのような事例がある。運用実務において、そのような条例を適用させて独自住宅を管理しているということは、一般的に例がみられるところ。

(高橋部会長) 入居決定もそうか。

(国土交通省) 然り。もう一点付け加えると、そもそも公営住宅の場合、管理を行うのは事業主体となるため、入居決定の事務等を管理代行制度により代行させるときは、代行先は他の地方公共団体か公社に限ることになる。しかし、独自に整備した住宅において、そもそも入居決定権限自体をどこが担当するかについては、公営住宅法で規定しているものではないため、独自住宅の管理の問題と考えている。

(高橋部会長) 独自住宅は自由にできるということか。

(大橋構成員) 独自住宅が公営住宅法の適用を受けるための方策として、民間のアパートを借上げて公営住宅にするというものと同じ発想で、既存の地方公共団体の住宅を、借上げという仕組みで公営住宅とすることは可能か。それとも、借上げというのは法制上、民間主体からに限るとということか。

(国土交通省) 借上げは、他の者のものを借り上げることを前提としているので、地方公共団体が独自に整備したものを借り上げることは現在の法解釈上は想定していない。借上げ制度は平成8年に導入しているが、阪神淡路大震災が直前にあったことを踏まえて、災害等で一時的に公営住宅のニーズが大きくなる際に、借上げの期間を限って、ある意味短期的な需要に対応しようということで構築された制度である。

(大橋構成員) ここを柔軟に解して、今回の提案に向けるというのは、解釈上も運用上も無理という判断か。

(国土交通省) 借上げというのは、もともと民間の住宅、アパートを公共団体がお金を出して借りるものであり、ある程度国の支援も入れて行うもの。また、借上げ制度は、地方公共団体が独自に整備できないために、国の支援も入れて借り上げるという一時的なものであるため、借上げ住宅は、公営住宅法に基づく公営住宅として規定されている。そのため、今回のような公営住宅でないものを、公営住宅とすることは難しい。

また、独自に整備した住宅を公営住宅にしたいという2つ目の話だが、独自住宅は自分たちでお金を出して整備したものであり、地方公共団体が自分の好きなように決めることができるが、公営住宅は、国もお金を出している。国がある程度決めるという仕組みである。本提案は、ある意味では、地方が自由にできるものを国の規制があるものに入れ込むような話であり、自由にできるものは自由にやっていただいたらよいのではないかとすることに尽きている。私どもが言いたいのは、国の規制に従うものの分類に、全く自由に決めることができるものを入れるということは、政府としてなかなか決めがたいということである。

(大橋構成員) 地方公共団体の関心は、補助金等ではなく、管理している低廉な様々な住宅類型をある程度同じような形で運用し、管理を行いたいということである。そのために、一番整備されている公営住宅法の仕組みに統一的な形で組み込みたいという趣旨だと考えられる。地方公共団体において、同様の条例をつくって、運用する場合には、この条例は公営住宅法との関係で抵触しないということを経済省において判断するような性格のものではないということか。

- (国土交通省) 公営住宅は、国の支援も入っているため、国土交通省において規定をしている。
- (大橋構成員) 公営住宅法と同様のものを条例でつくり、公営住宅とそうでない住宅における、収入調査や明渡し等の管理の基準を全部そろえた上で、同じ形で実務上運用するということは全く構わないということか。外から住宅を見たらわからないが、法的根拠を見たときに条例と公営住宅法とで異なっているという状態になっても、それは構わないということか。
- (国土交通省) 公営住宅の立場からすれば、それは構わない。
- (大橋構成員) このような趣旨については、通達等できちんと出していただいて、既に同様のことを規定している条例があるのであれば、周知等を行っていただくということは如何か。おそらく自治体の方は萎縮していると思うので、きちんと明確にさせていただくことは可能か。
- (国土交通省) 検討させていただきたい。ただ、すべからくよいかという話になると、いわゆる公共団体がつくる条例についての一般的に良い悪いという判断は、国土交通省の立場ではできないため、総務省とも相談しなくてはならない。
- (大橋構成員) 地方公共団体が持っているストックを、ある程度有効に集約的に扱いたいということは、国土行政に共通することなので、これは公営住宅法のものではないと余り冷たくするのではなく、それぐらいの通達はきっちり出していただきたい。
- (国土交通省) 私どもが嫌だと言っているわけではなく、国土交通省がそういうものを勝手に出して良いかどうかについては、我が省だけでは決められないということを申し上げている。
- (高橋部会長) 総務省とそこは相談いただきたい。
- もう一点、先ほどの管理代行に似たような権限については、指定管理者制度の中でできるとしているのか。
- (国土交通省) 地方自治法に基づく指定管理者制度というものがあるが、公営住宅の場合でも、指定管理者制度を用いて運用しているところはある。違いとしては、入居決定の権限や、請求の権限等については行政が留保している点である。
- (高橋部会長) 国土交通省において調べた条例は、指定管理者制度を使った上で、条例の中で入居決定等の権限を与えているというわけではないのか。
- (国土交通省) 私どもが調べた条例では、独自住宅について、条例の中で公営住宅と同様の規定を置いているというものが散見されたということである。
- (伊藤構成員) 自治体において、それぞれ公営住宅法の枠組みと同じような形で管理代行制度を規定した条例をつくっているところがあるということだが、住宅供給公社には管理代行をさせて、他の主体に対しては管理代行をさせていないという認識か。
- また、今の指定管理者制度との関連だが、要は指定管理の仕組みと管理代行の仕組みを組み合わせることは理論的にはできないということか。総務省にも伺いたい。
- (国土交通省) まず、明渡し請求や収入状況の把握等について、独自住宅にも公営住宅と同様の手続を置きたいということについては、先ほど申し上げたように条例で規定しているケースがあるということが1つ。
- それから、管理代行制度と指定管理者制度を両方使っている団体は、私どもが把握している中では、20ぐらいあるため、両方併用することは可能。この違いは、指定管理者制度を使う際には権限のみ行政に残すということになっているため、最終的な行政内部で決める権限のみ行政に残し、事実行為は全て第三者に指定管理制度で委託している。管理代行制度は、このうち権限行為についても他の地方公共団体や公社に委託することができるということである。実態上、事実行為のところで住民との接点が出てくるので、そこを一緒に委ねているというケースが結構ある。
- (総務省) 今、国土交通省からあったように、基本的に組み合わせることも可能であると考えている。
- (大橋構成員) そうすると、指定管理者制度の中で、先ほど出てきたような入居者決定や収入調査等の事実行為についても、指定管理者が行えるということか。
- (高橋部会長) 行えないのではないか。
- (国土交通省) その部分について、例えば、入居者の決定事務において、入居相談や申請事務等の事実行為のところまでは指定管理者制度で行うことになり、公社や民間の事業者へ委託することが可能である。これは実務でもかなり広く使われている。最終的な入居者の決定権限は行政が留保していることになるが、住民の方は基本的に一気通貫で全部終わるような格好になっている。
- (高橋部会長) 事務局に聞きたいが、掛川市と袋井市は公社を持っているのか。

(五嶋参事官) 県の公社があると聞いている。県の公社に委託をするということは考えられる。

(高橋部会長) それは公営住宅についても可能か。

(国土交通省) 指定管理者制度なので可能である。公社であれば管理代行も可能である。

(高橋部会長) 他の地方公共団体の公社でも可能ということか。

(国土交通省) 公営住宅法では可能。

(高橋部会長) それでは、掛川市の提案は、実現可能ということか。

(五嶋参事官) ただ、掛川市とか袋井市の提案は、公営住宅法に基づかない住宅についても、決定権限を含めて、管理委託ができるようにしてほしいという提案である。

(国土交通省) 確かに、入居決定等の決定権限はないと思うが、掛川市の提案は、公営住宅ではない住宅について、管理代行の規定を置いてほしいということと存じ上げる。管理代行の規定は、公営住宅法で事業主体が入居決定を行うとしているものについて、代行者が代行できるという特例を公営住宅法上に置いているものである。独自住宅について、決定権限をどの範囲で外に出すかということについては、特段公営住宅法上、何の縛りもないので、それぞれ決めていただくことが当然できると考えている。

(高橋部会長) 要は、掛川市や袋井市の提案は、条例で整備すれば実現可能だということか。管理代行をした上で決定権限を県の公社に委ねることも条例で可能という解釈か。

(国土交通省) 然り。少なくとも、私ども公営住宅法の世界で何か問題になるということは全くない。

(高橋部会長) これは地方自治法の世界では大丈夫か。公営住宅の世界で問題ないということであれば、特に問題はなにか。

(総務省) 公営住宅法の解釈として、条例との関係が抵触しないということであれば構わないと考えている。

(大村次長) 本提案は、公営住宅ではない住宅について、入居決定や収入調査等の権限的な行為を、公営住宅と一律に効率的に行いたいという要望なので、管理代行制度の中で、そのような権限と一緒に与えてもらうか、または指定管理者制度の中で与えてもらうか。いずれにしても、要望は、管理代行制度の中で管理を一元的に効率的に行いたいというものなので、公営住宅ではないが、効率的な現場の管理のために、あえてそこを一緒にできないかという要望である。公営住宅の範囲のことばかり言っていたいただいても余り話がすり合わない。

(国土交通省) そのような意味では、公営住宅ではない住宅なので、法律上は特段何の制約も課されていない。

(大村次長) それはそうだが、法律上、何の規定もなく入居決定や収入調査について権限を持たせることが可能かという基本的な疑問がある。

(国土交通省) 誰が権限を持たせるのかという話になると思うが、要は、地方公共団体が何らかの法律に基づいてつくったわけではなく、自らの条例に基づいて設置した物の管理の方法を法律で新しく縛るという話であり、そもそも何のために縛るのかということになる。自分たちでつくったものについては自分たちで決めるということが、まさしく地方自治ではないか。小さな自治体になると条例を策定するのが大変ということもあるのかもしれないが、そこはいろいろな事例もあるので、そういったものを参考にしながら策定してもらうことは可能ではないか。

(大村次長) そうすると、要するに、入居決定や収入調査について、条例で規定して住宅の管理を行うことは、問題ないということによろしいか。

(国土交通省) それが公営住宅の入居決定などであれば公営住宅法上どうなるかというところはあるが、今は、あくまで公営住宅ではない住宅の話だと認識すると、そこには何の規定もない。よって、ある意味では、条例で代行させないと決めることももちろん可能であるし、代行させると決めることも可能。

(高橋部会長) 事務局にもう一度聞くが、袋井市と掛川市は指定管理者をやめて、県の公社に一本化し、管理代行業をさせたいと思っているのか。それとも、指定管理者制度は残したいと思っているのか。

(五嶋参事官) 特に指定管理者制度で委託するなど、そのような手法についての提案ではなく、管理代行制度と同等のことを委託先に行わしめるような仕組みをつくってほしいということである。

(高橋部会長) 指定管理者制度が残ると決定権限が異なるため、手続が並行してややこしいということで、一本化し、代行制度ができるならまとめて県の公社にやってもらいたいという提案でもいいということか。

(五嶋参事官) 指定管理者制度の場合だと議会手続等が必要になるため、公営住宅法の管理代行制度のようなものを公営住宅でない住宅についても適用できるようにしてほしい、そういう仕組みをつくってほしいということである。

(高橋部会長) 指定管理者制度でもそういうことをやりたいということか。

(五嶋参事官) どちらかという、指定管理者制度でやりたいというより、新しい仕組みをつくってほしいということである。

(伊藤構成員) 掛川市は、現在、公営住宅に関しては公営住宅法に基づき、県の公社に管理代行委託を行っている。それに対して、公営住宅以外のものについては指定管理者制度に基づいて、県の公社に委託を行っているということなので、一元的に管理代行にしたいという意向はあるかもしれない。しかし、袋井市の場合はまだ指定管理予定ということであるため、意向を確認する必要があるのではないかと。

(高橋部会長) 指定管理者制度でまとめて管理するということは、指定管理者制度を根本的に変えることになるので、法制的にかなり難しいであろう。そういう意味では、提案団体の要望が、管理代行制度を条例で規定し、県の公社にまとめて委託したいということであれば、今は可能という解釈で、次長、よろしいか。まず、第1段階として、一本化するなら今の制度でできると理解した。

(磯部構成員) マイナンバー制度の活用という点においても、条例に基づいた制度をつくれれば、法に基づく公営住宅の管理代行制度と全く同じように活用できるという理解でよろしいか。

(国土交通省) マイナンバー制度については、今、情報連携が7月から始まって、10月からの本格施行に向けて各自治体が準備しているところ。

私どもがマイナンバー制度を所管する総務省から聞いているのは、管理代行制度により委託をする場合は、事業主体の代行になるため、個別法で定められているような、マイナンバーの閲覧等の事務が可能であるということ。しかし、指定管理者制度については、それができないと聞いている。指定管理者制度で運営している自治体については、これをどうしていくのかを今まさに検討しているところであり、個人情報であるマイナンバー情報だけは職員が見るようにし、それ以外の部分を、これまで通り指定管理者制度に委ねる等、少し実務で工夫しながらやっていくことを考えているところ。

(高橋部会長) これは去年の提案にあったので、去年の提案のレベルでやりたいと思う。

提案団体として、指定管理者制度の中で全部やれるという仕組みもつくってほしいということであれば、これは総務省にお願いしないといけない。

(五嶋参事官) 提案団体としては、現状は指定管理者制度を使わざるを得ないが、新しい公営住宅法の管理代行制度のようなものができれば、それで管理を行っていきたいという意向である。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋構成員) 先ほどの話の中で、小さい地方公共団体は大変だと思うとおっしゃったが、それはそのとおりだと思う。本案件における条例の規定は、様々に複雑なところもあるので、公営住宅法の世界などと言わずに、助言的な観点から、条例でつくるときのポイントや実例を出していただきたい。

(国土交通省) 我が省だけの話ではないので、相談して、何らかの形で対応させていただくよう検討する。

(高橋部会長) それでは、両省で調整の上、よろしく願います。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)